

○調布市防災会議条例

昭和38年12月21日 条例第34号

改正

平成10年6月5日 条例第22号，平成12年3月24日 条例第32号

平成19年12月18日 条例第43号，平成24年9月25日 条例第43号

調布市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定により、調布市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織、所掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 防災会議は、会長及び次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法第2条第4号に掲げる指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 東京都知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
- (6) 調布市消防団長
- (7) 法第2条第5号に掲げる指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）又は同条第6号に掲げる指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 法第5条第2項に規定する自主防災組織その他市長が防災上必要と認める機関若しくは団体を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) 市の職員のうちから市長が任命する者

2 前項各号に掲げる者（以下「委員」という。）の総数は、34人以内とする。

3 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。

4 委員（第1項第6号に掲げる者を除く。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第3条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第2条第10号ロに掲げる市町村地域防災計画としての調布市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、東京都知事の部内の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、前項の規定による委嘱又は任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年6月5日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第32号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月18日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の調布市防災会議条例第2条第4項各号（第6号を除く。）に掲げる委員の職にあった者は、この条例による改正後の調布市防災会議条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定による委員とする。

3 前項の規定により委員とされた者及び施行日から平成21年11月14日までの間に改正後の条例第2条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる委員として委嘱し、又は任命する者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成21年11月14日までとする。

附 則 (平成24年9月25日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。